

## 石綿障害予防規則の改正

- 1 事前調査のポイント
- 2 事前調査の結果等の報告
- 3 令和3年以降の改正概要
- 4 お知らせ

滋賀労働局 彦根労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 事前調査のポイント



# 事前調査が変わります！

建設・解体工事業者等の皆様へ

滋賀労働局、滋賀県、大津市より  
**重要なお知らせ**

令和5年10月1日から

すべての建築物の解体・改修工事において

**石綿事前調査は**

**有資格者が実施する必要があります!!**



【改正石綿障害予防規則（石綿則）および改正大気汚染防止法（大防法）関連】

## <規制強化の内容（主なもの）と施行日>

	令和3年4月1日施行	令和4年4月1日施行	令和5年10月1日施行
共通	<ul style="list-style-type: none"><li>事前調査<sup>*1</sup>方法の法定化等</li><li>作業基準<sup>*2</sup>の強化</li><li>作業記録等の作成・保存等の義務化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事前調査結果の行政への報告等を義務化（石綿事前調査結果報告システムによる報告）</li><li>事前調査結果報告の義務違反に対する罰則</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>有資格者<sup>*3</sup>による事前調査の実施を義務化</li></ul>
石綿則 (労働安全衛生法)		<ul style="list-style-type: none"><li>計画届の提出をレベル2建材まで拡大<sup>*4</sup> など</li></ul>	
大防法		<ul style="list-style-type: none"><li>石綿含有成形板等（レベル3建材）が規制対象に追加<sup>*5</sup></li><li>作業基準等違反に対する罰則の強化<sup>*6</sup></li></ul>	

今回のお知らせはこの部分

令和3年、令和4年施行分の  
お知らせは、こちらをご覧ください。⇒



※1：事前調査は、改正以前から石綿（アスベスト）の有無に係わらず全ての解体等工事で必要

※2：石綿則においては、令和2年10月より一部施行（石綿含有けい酸カルシウム板第1種、成形板等）

※3：建築物石綿含有建材調査者等 ※4：大防法においては、従前から届出義務有り

※5：作業基準が適用（石綿則においては、従前から規定有り） ※6：直接罰の創設等（石綿則においては、従前から規定有り）

# 石綿障害予防規則（石綿則）の用語

石綿則では用語の正確な理解が必要。

法令や通達で使用される「等」は、通常は最初に使用する部分にその意味を記載。

## 用語 1

- ・石綿等（石綿則第2条第1項） 石綿若しくは石綿をその重量の**0.1%を超えて含有**する製剤その他の物
- ・切断等（石綿則第2条第3項） 切断、破碎、穿孔、研磨等

### **注意** 昔の「無石綿」表示では石綿含有製品になることも

労働安全衛生法令における石綿等の対象含有率は、昭和50（1975）年に石綿の重量が5%を超えるもの、平成7（1995）年に1%を超えるもの、平成18（2006）年9月に0.1%を超えるものとなった。このため、石綿を含有する可能性のある建材について、平成18（2006）年9月以前に記載等された情報（裏面情報等）において単に石綿を含有しないとされていること自体を以て、石綿を含有しないものとは扱えない。

成形板等は、裏面等に表示されている情報や建材メーカー情報から確認できる場合がある。その際に、「石綿なし」の記載、「無石綿」の表示があっても、石綿含有建材とする含有率が時期により異なっているため、その表示をもって、石綿なしと判断できないことに注意する。

# 石綿則の用語

石綿則では用語の正確な理解が必要。

法令や通達で使用される「等」は、通常は最初に使用する部分にその意味を記載。

## 用語 2

---

- ・ **解体**工事

建築物の壁、柱及び床を**同時に撤去**する工事。

- ・ **改修**工事

建築物に**現存する材料に何らかの変更**を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの。

- ・ 建築物

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む。

## 用語 3

---

- ・ 工作物

建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等。

建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であることに留意。

# 事前調査とは

建築物、工作物の解体、改修工事前に、石綿含有建材の使用有無を調査。

原則として全ての建築物等の解体等を行う際に、**あらかじめ**実施が必要（石綿則第3条）。

## 対象と方法

- すべての建材が対象。
- **設計図書等の文書調査と目視調査**で確認し、石綿含有の有無が不明の場合は、**分析**または**石綿あり**とみなす（石綿ありと**みなした場合は、当然に石綿則適用**）。

設計図書：建築物、その敷地又は工作物に関する工  
事用の図面及び仕様書

設計図書等の「等」に含まれるもの

施工記録、維持保全記録、発注者からの情報

## 石綿なしの判断時の注意事項

- 次のいずれかの方法で判断する。
  - 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。
  - 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降（一部ガasket等は別途定める日）であることを確認する方法。

# 調査資格

令和5年10月1日以降の建築物の工事に係る事前調査は、資格者が行う。

## 資格の種類

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

### 【一般と特定の違い】

調査することのできる範囲は同じだが、特定は実地研修や口述試験が加えられ、専門性が増す。

### 【一戸建て等とは】

一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部（長屋を含み、店舗併用住宅は含まない。）。

## 工作物の調査資格は令和8年1月1日～

### 【対象作業】

- ・ 特定工作物の解体等の作業

特定工作物：反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器ほか（令和2年厚生労働省告示第278号。特定工作物告示）

- ・ 特定工作物以外の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

例：塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。

# 調査の項目

項目は法令で定められているため、調査漏れがないよう留意。

## 10項目

---

- ①事業者の名称、住所及び電話番号
- ②解体等の作業を行う作業場所の住所並びに**工事**の名称及び**概要**
- ③調査終了日      ④着工日等
- ⑤事前調査を行った建築物等の**構造**
- ⑥事前調査を行った**部分**（分析試料採取場所含む。）
- ⑦事前調査の方法（分析調査の方法含む。）。
- ⑧材料ごとの石綿等の使用の有無（みなし含む）、**使用なし**の判断根拠。
- ⑨事前調査者の氏名及び資格証明書類
- ⑩構造上目視確認できない材料の有無及び場所

## 調査ポイント

---

- ②**工事の概要**は、工事名称から内容が分かる場合は、工事の名称と同じ記載で差支えない。
- ⑤**構造**には、次の事項を含む。
  - 主要構造の情報（鉄筋コンクリート造等）
  - 規模の情報（階数、延べ床面積等）
  - 耐火建築物、準耐火建築物の該当の有無
- ⑥**部分**は、図面等に表示しての記録が望ましい。
  - 解体作業は、すべての部分であることの記録で可。
- ⑧**使用なし**をいずれの方法により判断したのか、判断に使用した書類等。
- ⑩解体等の作業過程で、目視確認ができるようになったときに、改めて事前調査が必要。



# 事前調査が不要になるケース

一部の作業は事前調査の必要なし。

相談が多いケースは以下の3点だが、事前調査の実施が望ましいことは言うまでもない。

## 石綿含有なしが明白な場合

---

除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

## 釘による固定、釘を抜く等の場合

---

釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。

## 上塗りの場合

---

既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

# 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

法令を含む施工上の留意事項が記載されている。

内容：飛散防止対策、隔離空間からの漏えい確認、呼吸用保護具、事前調査の方法など。

## 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

(令和4年3月訂正事項を反映)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局大気環境課

### 付録 I 事前調査の方法

#### 1. 事前調査の概要

事前調査とは、工事前に建築物等に使用されている建材の石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことから始まり、その証明ができない場合は分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となる。

建築基準法など各種法律に基づき施工された石綿含有建材以外にも、改修・改造・補修などにより、想定できないような場所に石綿が使用されている場合がある。建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握し的確な判断を行うためには、見落とさないよう注意する必要がある。

事前調査の基本的な流れを図 I-1-1 に示す。

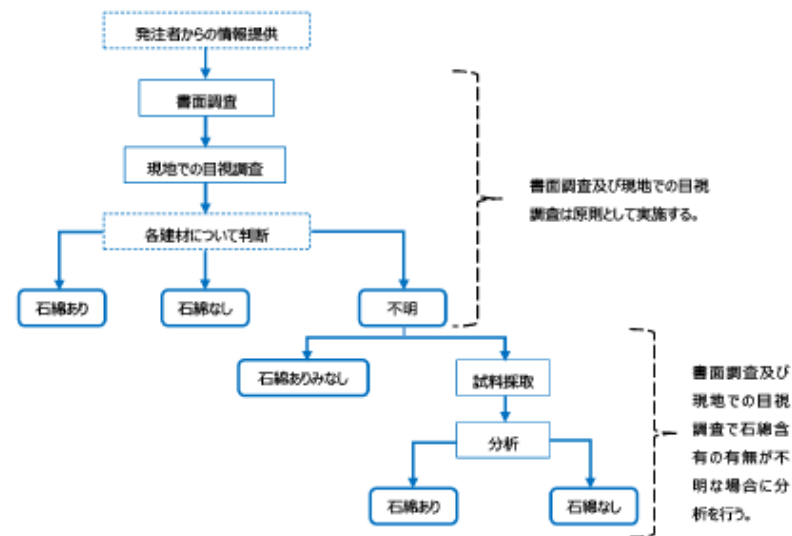
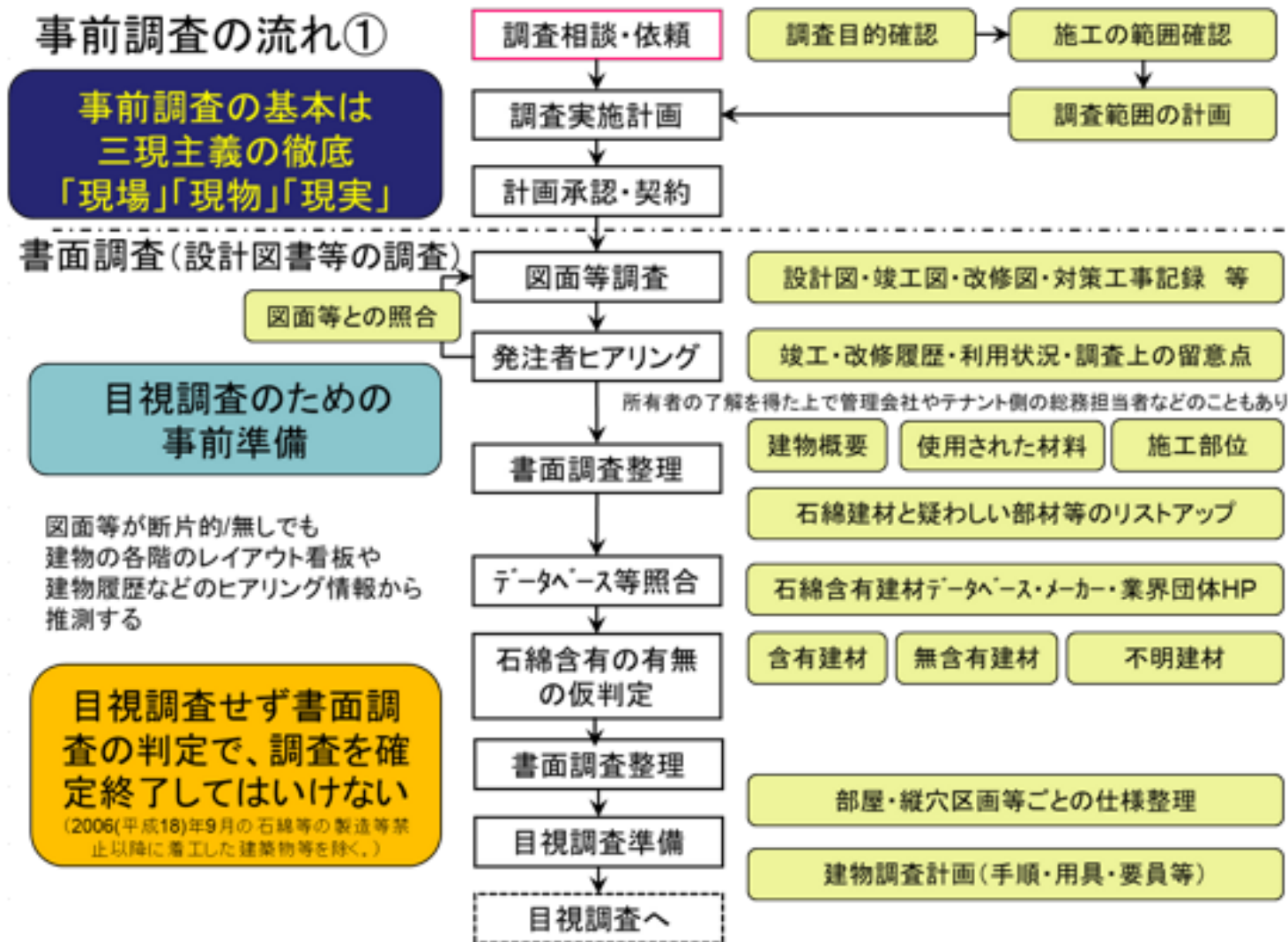


図 I-1-1 事前調査の基本的な流れ

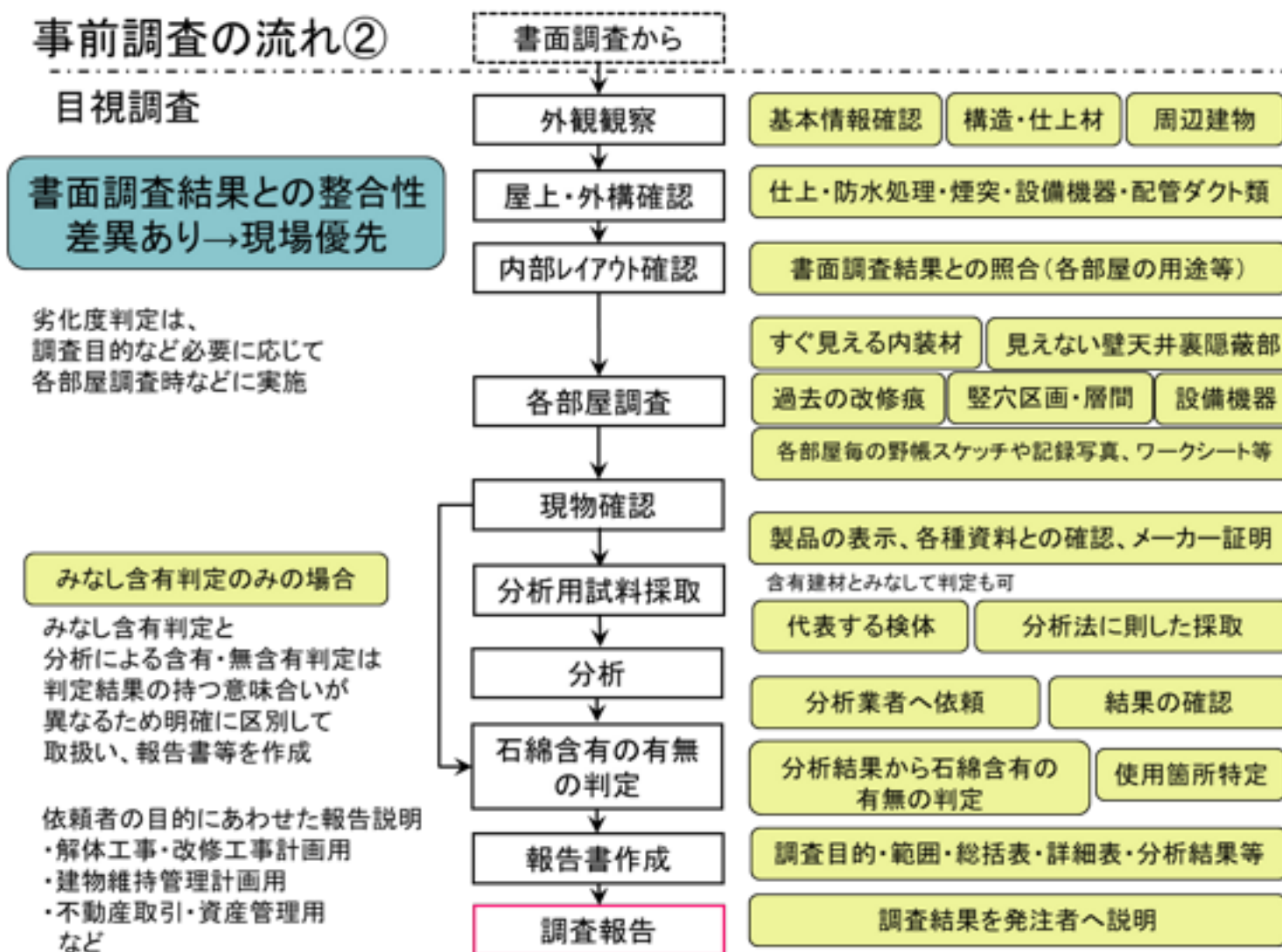
# 事前調査の流れ（書面調査）



【石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用】

# 事前調査の流れ（目視調査）

## 事前調査の流れ②



【石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用】

- 事前調査の結果等の報告



# 報告対象の工事

解体と改修で報告の基準が異なる。

g B i z I Dを取得の上、工事着手前に**あらかじめ**電子報告。

## 対象

### ①建築物の**解体**工事

(**床面積**の合計が**8 0 m<sup>2</sup>以上**)

### ②建築物の**改修**工事

(請負代金が**1 0 0 万円以上**)

### ③**工作物**の解体工事又は改修工事

(特定工作物に限る。請負代金が**1 0 0 万円以上**)

※②、③は床面積換算が困難なため、請負代金が基準。

## 報告のポイント

・ 請負代金の額とは

材料費を含めた工事全体の額。**消費税含む**。

・ 建築物と工作物が混在する場合

解体工事の床面積の合計が8 0 m<sup>2</sup>以上または工事全体の請負代金が1 0 0 万円以上で報告が必要。

・ **報告義務者は元請**（下請に係る内容も含める。）

・ 新たに調査していない材料が見つかった場合

当該材料について改めて事前調査を行った場合は追加で事前調査の結果等の報告が必要。

# g B i z I D

g B i z I Dは3種類あるが、いずれでも報告可。

プライム、エントリーともにオンラインは即時発行。

## g B i z I Dとは

- ・法人・個人事業主向け共通認証システム。
- ・g B i z I Dを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできる。

アカウントは最初に1つ取得するだけで、有効期限、年度更新の必要はない。（令和3年8月現在）

- ・g B i z I Dには、
  - gBizIDプライム
  - gBizIDメンバー
  - gBizIDエントリー

という3種類のアカウントがある。サービスにより必要なアカウントが異なりますが、本報告はプライム、エントリーのいずれでも可能。

## 3種類の詳細

- ① gBizID**プライム**（会社代表、個人事業主向け）
  - ・申請方法
    - 書類郵送申請（書類審査/発行 約1週間）
    - オンライン申請（即時発行）
  - ※個人事業主のみ（マイナンバーカード必要）。
  - ・行政サービス 無制限
  - ・従業員向けのアカウントも作成可
- ②gBizID**メンバー**（プライム取得組織の従業員向け）
  - ・書類審査 不要
- ③gBizID**エントリー**（事業者すべて）
  - ・書類郵送は不要（即時発行）
  - ・行政サービス 制限あり

# G Biz IDの作成に必要なもの

## 【gBizIDプライム】

 発行まで1週間程度  
書類郵送申請

お申込みいただける方  
個人事業主・法人の代表者

お手続きに必要なもの  
gBizIDの申請書と必要書類を郵送の上、  
審査を経てアカウント登録を行います。

 個人事業主の方は  
印鑑登録証明書

 法人の方は  
印鑑証明書

 登録印

+

 申請用端末（PC  
等）

 SMS受信用の  
スマートフォンor携帯電話  
とメールアドレス

 即時発行  
オンライン申請

お申込みいただける方  
個人事業主の方

お手続きに必要なもの  
マイナンバーカードとスマートフォンを  
ご用意いただきオンラインにて申請を行います。

 マイナンバーカード

+

 申請用端末（PC等）  
とメールアドレス

 カード読み取り・  
SMS受信用のスマートフォン  
gBizIDアプリ



# gBizID作成に必要なもの

【gBizIDエントリー】

## gBizIDエントリー作成



審査不要

オンライン作成

gBizIDエントリーを  
作成する

gBizIDエントリーが利用できる行政サービスには制限がございます。

gBizIDプライムとgBizIDエントリーの違いは[こちら](#)をご確認ください。

【gBizID デジタル庁】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



【石綿総合情報ポータルサイト】

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



- 令和 3 年以降の改正概要



# 石綿障害予防規則等の改正のポイント

令和3年3月31日まで

改正

※下線部分が令和3年4月1日以降の改正内容

## レベル1

石綿含有吹付け材



計画届  
※十四日前

事前調査  
作業計画  
掲示

負圧隔離

集じん・排気装置の初回時点検

湿潤な状態にする

マスク等着用

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育

健康診断

作業開始前の負圧点検

等

## レベル2

石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材



作業届  
※工事開始前

マスク等着用

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育

健康診断

作業開始前の負圧点検

等

## レベル3

スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等  
その他石綿含有建材



作業届  
※工事開始前

マスク等着用

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育

健康診断

作業開始前の負圧点検

等

## レベル1

石綿含有吹付け材

## レベル2

石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

けい酸カルシウム板1種※2（破碎時）

仕上げ塗材（電動工具での除去時）

## レベル3

スレート、Pタイル等  
その他石綿含有建材

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事<sup>※1</sup>が対象）

計画届（レベル2も計画届）  
※十四日前

事前調査  
※調査方法を明確化

資格者による調査

調査結果の3年保存、現場への備え付け

作業計画

作業状況等の写真等による記録・3年保存

掲示

湿潤な状態にする

マスク等着用

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育

健康診断

負圧隔離

集じん・排気装置の初回時、変更時点検

作業開始前、中断時の負圧点検

隔離解除前の取り残し確認

等

隔離

※負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

# 石綿障害予防規則等の主な改正内容

## 1 解体・改修工事開始前の調査【説明済】

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

## 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

## 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

## 5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

## 6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

## 7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

### 計画届の対象拡大

(労働安全衛生規則の改正)

建設業及び土石採取業に限定

※その他の業種は石綿則第5条による作業届が必要

■ **以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。**

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

<～令和3年3月31日>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



<改正後>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

# 計画届の必要書類

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められている。

届け出は石綿除去作業の14日以上までに行う必要がある。

## 添付書類①

---

### 1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

- ・ 工事区域を示した地図（道路、周囲の建物、人家等を含む）
- ・ 工事場所の平面図
- ・ 隣接する工区との関係 等

### 2. 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

- ・ 解体等を行う建設物等の平面図、立面図及び断面図

### 3. 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

- ・ 集じん・排気装置の構造、性能、設備図等（算定根拠を含む） ←作業空間を1時間に4回以上換気。
- ・ 清掃作業用機械の構造、性能等【真空掃除機】
- ・ 薬剤塗布用機械の概要【エアレススプレーヤー】
- ・ 洗身設備及び更衣設備図【セキュリティルーム】
- ・ 労働者等への掲示例【事前調査結果は近隣住民等が見える位置（A3以上）】 等

# 計画届の必要書類

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められている。

届け出は石綿除去作業の14日以上までに行う必要がある。

## 添付書類②

### 4. 工法の概要を示す書面又は、図面

- ・ 除去処理工法の概要（作業場所の隔離方法、天井等の作業の場合の足場の確保方法を含む）
- ・ 施工フロー図
- ・ 粉じんの発散抑止【飛散防止剤、飛散抑制剤（必要量計算）】
- ・ 工事に使用した工具、設備等の清掃、管理の方策
- ・ 除去処理後の廃棄物管理方法（下請運搬許可、処分場への運搬経路含む。）
- ・ 足場を使用する場合はこの組立図（概要）等【墜落防止、物体落下の措置】

### 5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

- ・ 安全衛生管理計画      ・ 安全衛生管理体制及び施工体制
- ・ 緊急時対策及び連絡体制      ・ 上記4工の機械、設備等の保守・点検方法
- ・ 作業記録に関する事項（記録様式、保存年限の確認等）
- ・ 保護具【マスク以外にも、保護衣、手袋、シューズカバー等が必要】      等

# 計画届の必要書類

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められている。

届け出は石綿除去作業の14日以上までに行う必要がある。

## 添付書類③

---

### 6. 工程表

- ・作業工程表【立合希望日時を記載】

### 7. その他（必要に応じ）

- ・解体の建築物、構造及び現場の状況から、確認を必要とする事項等  
（例:第三者の立ち入り禁止の具体的な対策等）
- ・石綿の事前調査結果（分析結果等）の写し
- ・石綿健康診断の受診状況
- ・各種資格等の写し（石綿作業主任者、建築物石綿含有建材調査者、分析調査者、特別教育終了証等）

### 【配管エルボが石綿保温材で覆われている場合】

石綿非含有部分での切断（フランジ部分の取外し）であっても、届け出が必要。

配管から保温材を除去していないが、建築物等から石綿保温材を取り除くため、法令の「除去」にあたる。



### 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

#### 隔離・漏洩防止措置の強化

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

##### <集じん・排気装置の点検>

デジタル粉じん計、リアルタイムモニター等

- ・集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならないこととする。

##### <負圧の点検>

スモークテスター、マノメーター等

- ・その日の作業開始前及び作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならないこととする。

最終日を除く日の作業が終了したときも、作業を中断したときに該当する。

- 石綿等に関する知識を有する者が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならないこととする。

### 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

#### けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設

- 石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板1種\*を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。

※ 石綿障害予防規則においては特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣告示でけい酸カルシウム板1種を規定。

常時湿潤な状態を保つとは、切断面等へ散水等の措置を講じながら作業することをいう（表面のみの散水等は不可）。

#### 仕上げ塗材を電動工具（ディスクグラインダー・サンダー）を用いて除去する場合の措置の新設

- 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。

常時湿潤な状態を保つ措置には、剝離剤を使用する方法が含まれる<sup>25</sup>。

## 5 その他の作業に係る措置の強化

### 石綿含有成形品に対する措置の強化

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、**技術上困難なとき**を除き、**切断等以外の方法により作業を実施しなければならない**こととする。

・材料が下地材等と接着剤で固定されている場合。  
・材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合 等

### 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化

- 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、**除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならない**こととする。

## 6 作業の記録

### 労働者ごとの作業の記録項目の追加

- 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、**作業に従事しないこととなった日から40年間**の保存が義務づけられている記録の項目として、**事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加える**。

所轄労働基準監督署へ報告した事前調査結果等の結果の写しの保存で足りる。

### 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

- 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならない**こととする。

## 7 発注者による配慮

- 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の**発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならない**こととする。

# 4

- お知らせ



# 転倒災害防止対策もお願いします！

彦根監督署管内では令和5年の労働災害274件（※）のうち、79件が転倒災害。

転倒災害は、業種、年齢にかかわらず発生しています。 （※）令和6年2月速報値新型コロナウイルス感染症関係除く

## 典型的な転倒災害以外にも…

・転倒は、滑り、つまずき、踏み外しが3大要因ですが、これら以外に人との接触や転倒しなかったものの足をくじく等の災害が多発しています。

・彦根監督署では、令和5年7月に、管内の事業場で実際に取り組まれている**転倒災害防止対策を掲載した事例集**を作成し、滋賀労働局ホームページに掲載するほか、彦根監督署窓口で配布しています。

**令和6年2月に改訂版**を作成しましたので、管内の取組状況を確認いただき、ご活用ください。

## 転倒災害防止対策の好事例集

彦根労働基準監督署管内では令和5年に休業4日以上の労働災害が256件（※）発生しました。

転倒災害は256件のうち79件と約30%を占め、事故の型別の分類で最も多く発生しており、業種に関係なく発生する傾向にあることから、優先して対策を講じる必要があります。

転倒災害の主要3要因は、「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」ですが、その他にも人や物と接触しそうになって転倒するなど様々な発生状況が存在します。

本事例集には、彦根労働基準監督署管内の事業場における好取組を掲載しております。

転倒災害ゼロ職場の実現に向けて、本事例集を参考に転倒災害防止対策を推進していただきますようお願いいたします。

（※）新型コロナウイルス感染症り患を除く。  
令和6年1月速報値。



滋賀労働局 彦根労働基準監督署

本事例集に掲載する全ての写真、図、文章について、無断掲載や転用を禁止します。

R 6. 2

滋賀労働局ホームページ  
(労働基準監督署からのお知らせ)





# 転倒災害事例集

(左) 階段の踏みはずし対策



階段の全ての段の端を黄色塗装。  
手すりに赤色テープを巻き、手すりを持って昇降するよう啓発（手すりは墜落防止のために3段構造）。

(右) 長靴の滑り対策

**仕事前、仕事後 チェック**

**靴底減っていませんか？**

靴底の凸部分がすり減ったら交換！

3箇所のうち2箇所が減っていたらすぐに交換！  
靴底のヘリは転倒の危険大！

ここもチェック！  
靴底はきれいですか？  
汚れはスベリの原因になります。  
サイズは合っていますか？  
大きすぎると靴底がすく減ります。

クガをする前に交換してください。

**Trước khi làm, sau khi làm Kiểm tra**

**Xem để giày có bị mòn hay không?**

Phần đế giày có lồi các chỗ Nếu mòn thì cần thay !

Trong 3 chỗ mà có 2 chỗ | mòn thì hãy thay giày mới !  
Giày mòn giảm bám dính rất dễ bị trượt ngã !

Kiểm tra thêm !  
Đế giày có sạch không ?  
Đế giày bẩn cũng rất dễ bị ngã.  
Kích cỡ có vừa không ?  
Giày to quá sẽ nhanh bị mòn.

Hãy thay giày trước khi bị ngã gây thương tích!

**仕事前、仕事後 チェック**

**靴底減っていませんか？**

3箇所のうち2箇所が減っていたらすぐに交換！  
クガをする前に交換してください。

**Trước khi làm, sau khi làm Kiểm tra**

**Xem để giày có bị mòn hay không?**

Trong 3 chỗ mà có 2 chỗ | mòn thì hãy thay giày mới !  
Hãy thay giày trước khi bị ngã gây thương tích!

**ก่อนเริ่มงาน, หลังเลิกงาน เช็ค**

**พื้นรองเท้าสึกหรือยัง?**

หากพื้นรองเท้าสึก 2 จุด จาก 3 จุด ให้เปลี่ยนทันที !  
กรุณาเปลี่ยนก่อนเกิดการบาดเจ็บ

靴の交換基準を定め、労働者が点検する。  
ベトナム語とタイ語を併記して、全労働者へ働きかける。

# ゼロ災滋賀ロゴマーク

最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では

## ゼロ災滋賀ロゴマーク

を制定し、事業場での使用を奨励しています。

滋賀労働局のHPにおいて公開しておりますので、事業場内の啓発にご利用ください。



滋賀労働局

[https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/anzen eisei/tetsuzuki/ 00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/00002.html)

